

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 11 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500621 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500170 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 44 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日に訂正し、昭和 44 年 4 月の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

昭和 44 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 44 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年 生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 44 年 4 月 30 日に A 社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 5 月 1 日に C 社で再度被保険者資格を取得しているため、請求期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間について、A 社で継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B 社から提出された請求者に係る人事カード及び同社人事部長の陳述並びに A 社における複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務（昭和 44 年 5 月 1 日に A 社から C 社に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る昭和 44 年 3 月の厚生年金保険の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 44 年 4 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについ

ては不明と回答しているが、昭和 44 年 4 月について、事業主が資格喪失年月日を昭和 44 年 5 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 4 月 30 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 44 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。